

令和4年第5回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年4月25日)

召集年月日 令和4年4月25日（月）

召集の場所 町民センター第2会議室

開会 令和4年4月25日 午後4時10分

閉会 令和4年4月25日 午後4時45分

出席委員（14名）

1番 細川正博	2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	8番 松尾光繁	9番 松井厚雄（職務代理）
10番 早川直助	11番 塩野鐘吉	12番 小原悟
13番 古池洋子	14番 國久博一	

出席事務局

局長 新谷博樹	次長 小西守	書記 藤原昭洋
		早川与志樹
		谷口有利子

提出議案

議案第13号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について
議案第14号	農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議について
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について
議案第16号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について
議案第17号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用賃借権設定許可申請審議について
議案第18号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和4年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和4年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、14名全員でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは4番 岩崎委員さんと5番 桑田委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長

議案第13号は、〇〇の〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第13号資料説明)

申請地は譲受人の〇〇氏の家裏に位置しており、申請地の北側隣地の農地を〇〇氏が耕作しており、一体的に営農したいとのことから今回の申請をされました。

許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松井委員

はい、議長。

こちらは19日に渡邊委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は〇〇氏が一体的に管理することができるものと確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者全員挙手)

議長

挙手全員でございますので、日程2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3・日程 4]

議長 日程3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議について 及び日程4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。議案第14号と議案第15号は関連しているため2議案の一括審議とします

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

本件は、○○○の○○○○○○○○○○○○○○○○が、○○の○○○○氏の所有する申請地に○○○○○○○○○○を設置しており、更新のための申請であります。議案第14号は○○○○○○○○○○を設置している事業者と耕作者が異なるため、地上権の設定が必要となることから申請がされており、議案第15号は○○○○の○○部分の転用です。なお、この転用は令和元年6月27日から令和4年6月26日までの3年間の期限で許可が出ており、今回の申請は許可期間の終了による更新の申請でございます。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第14号、第15号資料説明)

今回の申請は、○○○○○○○○○○の設置のための3年間の期限付きの一時転用でございます。この転用は、令和元年6月27日に同じ内容で福井県から許可が出ていますが期間が終了するため、今回の申請はその更新です。一時転用にかかる面積については、○○○○のみとなっております。

また、当該農地は農用地区域内の農地であり、この農地に○○○○○○○○を設置するためには、○○○○の下部において営農し、その作物の収穫量が地域の平均の8割以上あることが条件となっております。申請内容によりますと作物は継続してブルーベリーを栽培することです。収穫量については、毎年1回提出が義務づけられている営農状況の報告書によりますと、現在は幼木であるため8割を超えていませんが、順調に生育しており、ブルーベリーは前年の3倍の収穫ができると言われてい

ますが、それは達成できているとのこと。その内容について、知見を有する方から「生育に問題なし」との意見を頂いております。

3条申請につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇の事業者と耕作者が異なる場合においては、〇〇〇〇〇〇の設置範囲に対して地上権が設定されることから、申請が必要となっているものであります。こちらの許可期間は転用期間と同じ期間になります。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松井委員 　　はい、議長。
　　こちら19日に渡邊委員と現地を確認いたしました。事業計画のとおり〇〇〇〇が設置され、〇〇の下で行われているブルーベリーの栽培も現在は8割は超えていませんが、生育は順調であり、今後収量の達成が見込めることから〇〇〇〇の転用の更新は可能であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 　　〇〇〇〇でブルーベリーの栽培の何をしているのか。

局長 　　この事業は遊休農地の利活用を目的に行っているとのこと。

次長 　　〇〇はせず、獣害柵の電柵や自動灌水システムへの〇〇〇〇〇〇をしています。

塩野委員 　　自動灌水システムは肥料も混ざっているのか。

次長 　　水と肥料と一緒に供給できるシステムです。

古池委員 　　8割とは何を基準にしているのか。

小西次長 　　福井県の標準的な収穫量を基準にしています。福井県嶺

南振興局農業経営支援部より問題ない生育状況であると確認をしてもらっています。

古池委員　　ブルーベリーは背が高くなるのか。〇〇〇〇によって成長を妨げられると8割を超えなくなるのでは。

谷口書記　　この農地ではブルーベリーを15種類作っています。町の風土に合うものを研究しているとのことですが、種類ごとに成長度合いは違いますが、ブルーベリーは〇〇〇〇ほど高くなしないと申請者からは聞いています。

松尾委員　　〇〇〇〇の地上高はどのくらいか。

谷口委員　　一番低いところで2.2m、高いところで2.5mとのこと。

塩野委員　　今後、直植えにする予定はないのか。ポットのままだと成長に問題はないのか。

國久委員　　ブルーベリーは土が酸性でないと難しいため、植え替えるよりポットのまま栽培することが一般的である。

議　　長　　ほかにご意見、ご質問がないようですが、議案第14号及び第15号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者全員挙手)

議　　長　　挙手全員でございますので、日程3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議については、福井県からの転用許可がおり次第同じ期間で許可することとし、日程4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については許可相当の意見を付して県へ進達するものとしします。

[日程 5]

議　　長　　日程5 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第16号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が、共同住宅を建築するため転用する申請であります。

詳細は、書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案第16号資料説明)

転用事業は、資料12ページの配置図にもありますが1階及び2階に3世帯ずつ、計6世帯分の共同住宅が1棟と住人用の駐車場が整備される計画となっています。また、資料11ページの申請地の東側及び南側に広がる農地は、すでに別の方が共同住宅及び駐車場に転用する申請をされ、令和3年12月のおおい町農業委員会において審議され、令和4年2月3日に県から許可されております。

この申請地の農地区分につきましては、おおい町役場から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって、転用基準に合致すると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松井委員

はい、議長。

こちらも19日に渡邊委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり周囲の農地はすでに転用許可済で農地への影響はありません。また、当該農地の周囲は宅地化していることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。
ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者全員挙手)

議長 挙手全員でございますので、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 6]

議長 日程6 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第17号は、〇〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が、カーポートを設置するため転用する申請であります。詳細は、書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第17号資料説明)

貸人の〇〇氏と借人の〇〇氏はきょうだいであり、県外に住む兄、つまり〇〇氏の実家の所有する農地に〇〇氏がカーポートを設置する計画です。

〇〇氏の自宅は申請地の東側隣地です。自宅には駐車スペースがなく、これまでもこの申請地に駐車しておりましたが、今回カーポートを設置されるとのことで転用申請がされました。なお、これまで駐車スペースとして利用されていたことに関しては申請書に併せて始末書が提出されております。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回のカーポートの設置は地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております

ので、農地委員さんからご報告願います。

松井委員

はい、議長。

こちらも19日に渡邊委員と現地を確認いたしました。カーポート部分と周辺の農地には緩衝地を設けるとのことです。周囲の農地の営農への影響はないものと考えます。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。
ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第17号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者全員挙手)

議 長

挙手全員でございますので、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

[日程 7]

議 長

日程7 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第18号は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇氏の所有する農地に、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇が、〇の来訪者用の駐車場として使用するため転用する申請であります。詳細は、書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。

(議案第18号資料説明)

局長説明のとおり、〇〇〇〇の〇〇〇が来訪者用の駐車場として整備する計画です。来訪者用駐車場は申請地の東側及び南側にも整備されていますが、来訪者が多いときには駐車場所が不足することがあるため、今回の申請をされました。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の集落内の〇の駐車場の整備は地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松井委員 　　はい、議長。
　　こちら19日に渡邊委員と現地を確認いたしました。申請地の周囲に農地はなく、営農に影響はありません。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、議案第18号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者全員挙手)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

議長 　　それでは、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和4年第5回の委員会を終了いたします。

慎重審議ありがとうございました。